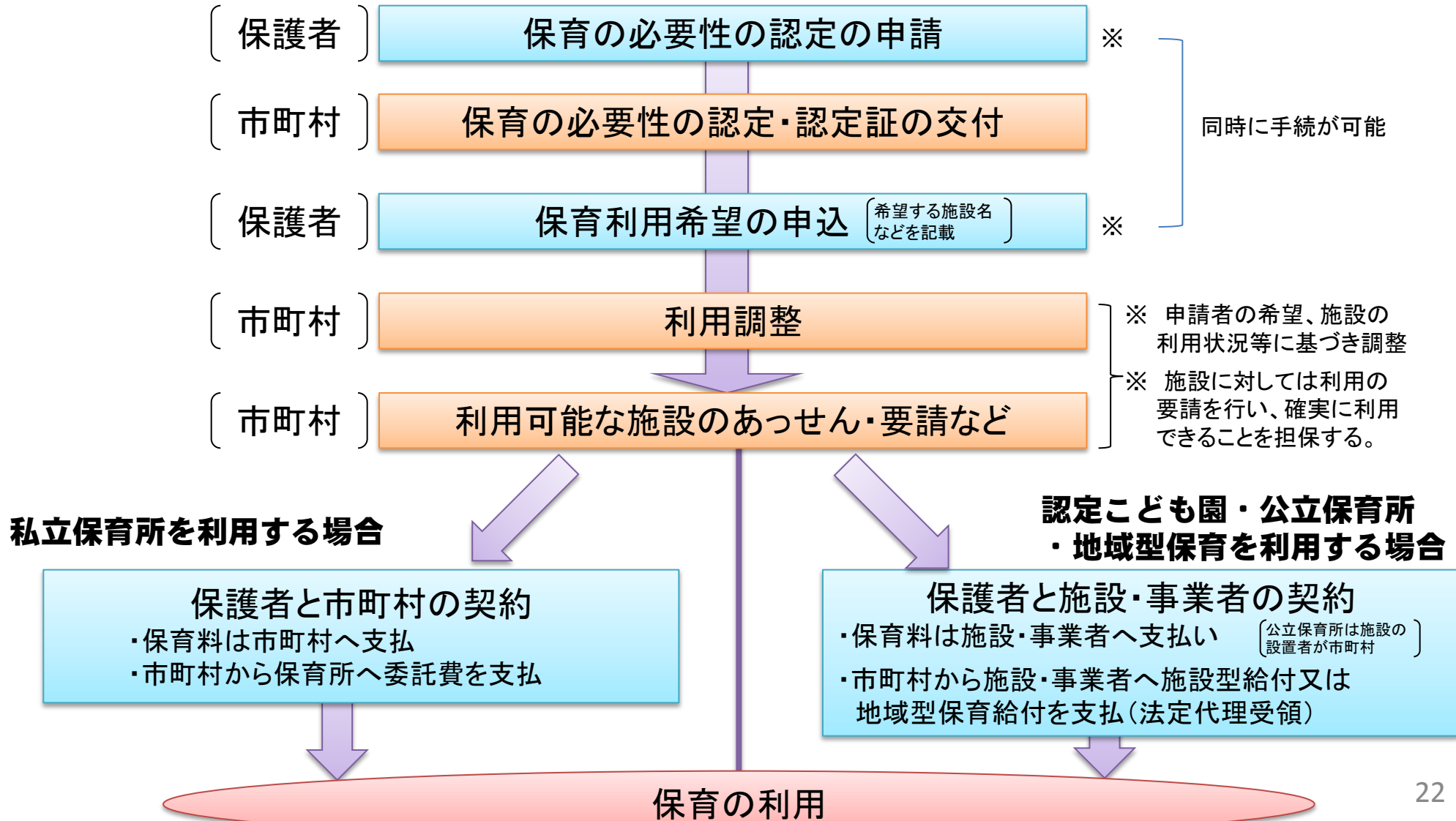


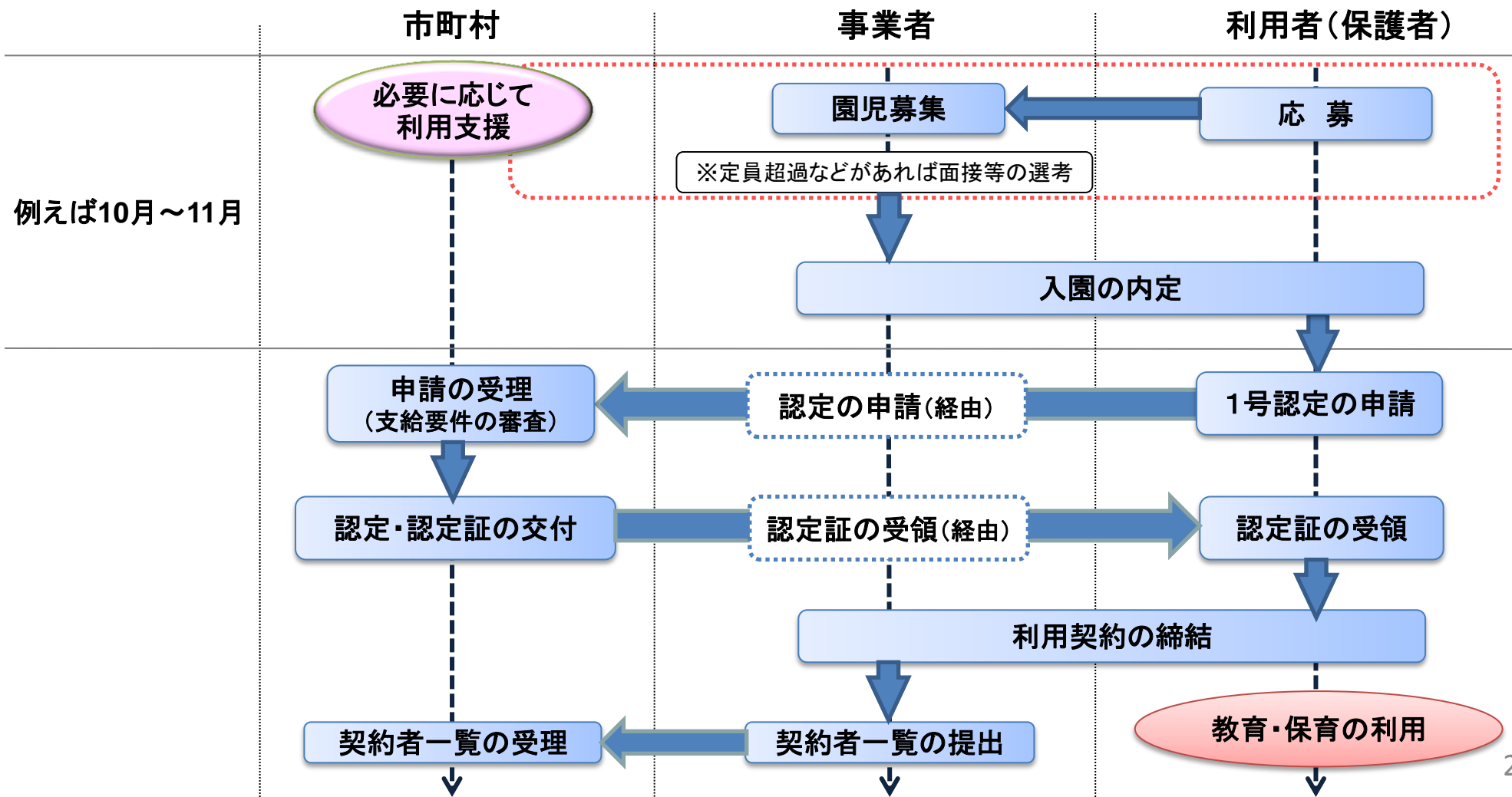
新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

- 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。
 - * 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
 - * 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- 市町村・保護者の事務負担軽減や従前の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする。



公定価格と給付事務

公定価格について

～押さえておきたい基本的なポイント～

○公定価格＝給付費＋利用者負担額

- ※市町村から施設・事業者を支払われるのは公定価格から利用者負担額を差し引いた額になる
- ※毎月支払いが原則

○1人当たり単価として設定

○地域区分・定員区分・認定区分・年齢区分・保育必要量別に単価設定

- ※定員区分については、定員が大きくなるほど単価が下がる構造

○適用される定員は、認可定員ではなく利用定員に基づく

- ※利用定員は認可定員と一致させるのが基本だが、認可定員割れをしているようなケースは、利用実態を踏まえ、利用定員を設定
- ※定員を超える受け入れ(定員弾力化)は運用としては認められるが、一定の要件に該当する場合は公定価格の額を調整
- ※年度当初の定員超過も可能だが、適切に利用定員が設定されていることが前提

○認定こども園に適用される定員区分は、1号部分と2・3号部分を分けて適用

○年齢区分ごとに単価が設定されているが、例えば4歳に到達した3歳児については、3歳に適用される単価と同じ単価に設定

- ※利用者負担の適用も同様(年度途中で3号→2号認定に切り替わっても、当該年度中は利用者負担額は3号の額が適用される)

○公定価格は、基本分単価＋各種加算額により算定

- ※基本分単価に含まれる内容は、制度的な位置付けの違い等から、認定こども園・幼稚園・保育所で若干異なる部分がある
- ※各種加算額は加算の要件を満たした場合に加算
- ※処遇改善等加算については用途が限定される
- ※必要な調整が講じられる場合がある